

策定日 平成23年 8月 30日

一般事業主行動計画書

株式会社 泉屋工務店
代表取締役 小林 宏也

当社は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作り、全ての社員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年 8月30日～平成26年 8月31日までの3年間

2. 内 容

目 標 1. 子育てと仕事の両立を支援するための雇用環境の整備
～1. (1). ア、ウ、エ、サ

平成23年 10月までに、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など定めた諸制度、法律の周知をはかる。

[対 策] 会社の就業規則、賃金規定等を12月までの社内会議で周知する。

目 標 2. 子育てと仕事の両立を支援するための雇用環境の整備
～1. (1). イ

平成25年7月までに、子供が生まれる際の父親が取得できる休暇制度を導する。

[対 策] 計画期間内に、就業規則、育児・介護休業規定を改定し、全社員に周知する。

目 標 3. 多様な労働条件の整備

年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均して、年間7日以上とする
～1. (2). イ

[対 策] ① 23年10月～年次有給休暇の現状を分析する。
② 23年12月～24年5月 計画的な取得に向けて取得計画を策定する。
③ 24年1月～26年5月 取得しやすいように社内PRをする。